

## 里の旅公社の県補助金返還の責任は

～誠に遺憾であり、責任を感じています～



かわのゆうじ  
**川野 優 治**

緑政会

**質**

里の旅公社が平成26年度大分県地域活力づくり活動支援事業の補助金をもらって、観光パンフレットを作成する事業（平成26年度事業）を行ったが、県に提出した計画書では2万部作成することになっていたのに、実際にはわずか500部しか作成していなかったことが発覚し、県に補助

金を返還するという不祥事が生じました。里の旅公社は、豊後大野市の補助金で運営されている一般社団法人であり、平成26年度は橋本市長が理事長を務めていました。このような事情からすれば、里の旅公社の不祥事について、市執行部の責任は免れないと思われる。

執行部がとるべき具体的な責任をどう考えているのか。

**答**  
市長

公社設立時の理事長として、今回の補助金返還が生じたことは誠に遺憾であります。反省するとともに責任を感じています。

**質**

不祥事を起こした里の旅公社には厳しい態度で臨むべきではないか。

**答**  
市長

今回の補助金返還を教訓として、里の旅公社では役員を改選し、今後の在り方等について理事会や社員との意見交換の場を設け、情

報の共有化を進めていきます。

市としては、公社の活動が観光ビジネスとして発展するよう地域内連携が図られていくことを期待すると同時に、その支援を行っていきます。

また、今後は補助金の執行状況や事務処理等も、所管課等のチェック体制をさらに強化したいと考えています。



作成されたパンフレット



緑会  
首藤正光

緑会

## 生活保護支給について

適正な保護実施に努めている

**質**

生活保護の支給条件は。

**答** 市長

食事など個人単位の経費に関する基準額の合算額と、光熱費など世帯単位の経費に関する基準額などを合計し

た基準生活費、母子や障がい者などに関する加算など、衣食その他日常生活の重要を満たすために必要な経費の他、家賃、義務教育に必要な経費、介護費、医療費、出産費、葬祭費があります。

**質**

男女別の保護受給者の人数は。

**答** 市長

平成28年1月現在で、男性249人、女性297人、合わせて546人となっています。年度別に集計した平均値では、ここ数年ほぼ横ばいの状況です。

**質**

これまでに不正受給者はいたのか。

**答** 市長

不正受給に対して、平成27年度中に費用徴収を決定した事案は、平成28年1月末現在で5件、金額にして15万7315円となり、

**質**

用途に規制はないのか。

**答** 市長

※生活保護法第60条に規定される支出の節約を図り、生活の維持、向上に努めなければなら

ない生活上の義務を果たしていないと認められる被保護者には、生活の維持、向上のために必要な指導または指示をすることとなり、被保護者はこれらの指導または指示に従わなければなりません。

**質**

これまでに返還者はいたのか。

**答** 市長

平成27年度に義務違反を理由に保護を廃止した者1人は、あわせて生活保護法第78条による費用徴収の決定を受けた事案となりますが、いったん廃止した後再度保護申請し、引き続き保護を受給しているため、徴収猶予の手続きをとった上で費用徴収しています。



市役所1階の生活保護窓口

生活保護法第60条＝被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。